

伊藤正子著

『民族という政治』

——ベトナム民族分類の歴史と現在』

伊藤未帆

ある国家の中で生きる人々が「民族」という境界で区切られるとき、その枠組みは必ずしも本質的でも、固定化されたものでもない。ところが、それが国家による上からの国民統合と結びついたベトナムでは、民族確定作業によっていったん国定民族の名付けが与えられると、人々の自意識や実態とはやや離れたところで、特定の利益を生み出す道具として扱われるようになっていった。本書は、多民族国家ベトナムにおける国定民族の枠組みとその政治性に着目し、「民族」をめぐる国家、地方、人々の間での利益分配をめぐるせめぎ合いを分析した好著である。

I. 本書の構成

序論ではまず、1960年代に開始されたベトナムの民族確定作業の背景が述べられる。民族確定作業とは、人々を民族の枠組みで区切り、そこに国定民族の名称を与えることで平等な社会を建設し、冷戦下の国際社会において社会主義政策の優位性を示す手段であった。これは同時に、国定民族と優遇政策を結び付けて実行することにより、少数民族の間にもベトナム人意識を普及させることを企図した、上からの国民統合政策でもあった。ところが、1999年の国勢調査をきっかけに表面化した民族枠組みをめぐる激しいかけひき

は、新たな国民分裂の火種をも危惧させるようになっていく。ここでは、国家による民族確定作業の行き詰まりの原因と背景を明らかにし、自意識を1つのファクターとする民族概念に国家が介入し、国民統治に用いることの限界を検討するという本書の目的が示されている。

第1章では、政治と一体化した旧ソ連の民族学を移植したベトナムの民族学者たちが、中国における民族識別工作を（横目で）参照しつつ、民族確定作業を進めていった過程が論じられる。民族確定作業の本質とは、国家が統一した「正しい」名称を付与し、当該民族に普及させることによって、均一な民族意識と、ベトナム国民の一部としての自覚を持たせることであった。同時に、中国に倣って諸民族を横並びの対等な存在として扱うことで、抗米戦争と国家建設に対する人々の動員をスムーズに行う目的もあった。この民族確定作業を実施するにあたり、ベトナムの民族学者たちは、民族の枠組みをあてはめる条件として自意識を重視し、いったん消えていた自意識が社会主義体制下で「再生」する現象についても積極的に評価された、と本書では分析される。

第2章では、ドイモイ政策によって置き去りにされた少数民族地域に対する、援助や優

遇措置の復活と、その結果、新たな利益分配の構造が出現したことが論じられる。とりわけ、1998年に開始した大規模な生活支援援助政策である「135プログラム」は、少数民族に対して多額の援助資金を投入したことにより、確かに一部の地域については一定の成果をもたらした。しかし、その一方で、具体的な「民族名」を想定したうえで、まとまった資金を地方に直接落としたことにより、国定民族であることの価値、すなわち「うまみ」を人々に認識させることになった、と指摘されている。

第3章は、1990年代以降に生じた下からの民族認定要求と、それに対する民族確定見直し作業、そしてその静かな幕引きについて明らかにする。1960-70年代の民族確定作業でサンチャイ族に合併されたカオランとサンチーの分離主張の背景には、もともと父系血縁集団や同姓集団により区分されていた共同体に持ち込まれた、近代的な民族概念に対する反発があった。もっとも、これらのグループに対して国家は、末端ではサブグループ名の使用を認めるなど民族確定制度を柔軟に運用していた。その一方で、キン族の枠組みに組み込まれたグオンについては、均質で純粋なキン族の「亜種」がいてはならないという、キン族自身の潜在意識により、グオンとしてのアイデンティティを表出する場を与えてこなかった。これが、グオンの独自民族認定要求へとつながっていった、と本書では述べられる。また、民族認定要求の度合いには強弱があるものの、国家により名付けられた民族の枠組みに縛られず、自由に生きるサブグループとして、バジ、トゥーラオ、サーフォーについても触れられている。

第4章は、「絶滅寸前」とされたオドゥ族

を取り上げ、国定民族の枠組みに基づいて行われる優遇政策の限界を明らかにしている。共産党政権による民族平等実現の成功例として「創られた」オドゥ族は、1989年の国勢調査で人口数がいったん激減したが、結局は国定民族の1つであり続けた。54の多民族共同体が平和裡に維持されていることこそ、民族政策の成功の証だったからである。ところが、21世紀に入ると、地元のダム建設にもなう移住を契機に、最も人口の少ない国定少数民族という「金の成る木」を手放そうとしない県行政によって、オドゥ族の共同体が離散させられたり、移住先の少数民族間に民族対立の構図が生み出されるなど、新たな問題が表出しつつある、という。

最後に結論部分で著者は、県をはじめとする地方行政や中央の研究者が、少数民族を「資源」として利用しようとする思惑を鋭く指摘する。同時に、1990年代に相次いで活発化したサブグループからの独自民族認定の要求は、国家による優遇政策や積極的な投資の対象となったことにより、少数民族であることの意味それ自体が肯定的に変化したことの帰結でもあった、という。ただし「民族」を希求するこうした下からの動きに対し、国家は国民分裂の危機感を持ちはじめ、自意識を基盤とする民族確定を通じた少数民族政策は大きな壁に突き当たっている、とも指摘されている。

II. 本書の意義

本書の意義は、第1に、依然として外国人研究者の立ち入りが制限されるベトナムの少数民族地域、特に「僻地」に分類される生活環境のかなり厳しい地域においてもフィールドワークを敢行し、ベトナムの民族確定作業

が人々にもたらした作用と限界を包括的に解き明かしたことである。とりわけ、綿密なインタビューを含む研究手法に基づいて少数民族側の認識を明らかにし、少数民族の自意識とされてきたものが実際には国家が決定した民族の枠組みに沿って上から創りあげられ、少数民族自身の思惑とは別のところで利用されてきたことを指摘した点は重要である。民族の自意識の創生をめぐる国家の政治的な介入について真正面から取り組んだ本書は、国民統合論やエスニシティ研究に重要な示唆を与えてくれる。

第2に、本書では、民族という近代的概念を用いて伝統的な人々のつながりを規定しようとした民族確定作業が、さまざまなひずみをもたらしたことを明らかにしている。このひずみに対し、国家の側でも、少数民族に対しては人民証明書への記載や国会議員登録の際にサブグループ名を名乗ることを黙認するなど、伝統的な境界と近代的な民族概念とができるだけ摩擦を引き起こさないように柔軟な対応をとった。しかし、ベトナムの総人口の8割以上を占めるキン族については、その内部に一切の多様性を認めず、あたかも一枚岩のように扱われてきた。これに対し本書は、キン族としてくくられた人々の中に包摂された、グオンというサブグループの存在を指摘し、ベトナム民族研究においてこれまで十分に研究対象とされてこなかったキン族という民族の枠組みの相対化を試みた点で、その意義は大きい。

第3に、ドイモイ政策以降、多額の予算をともなって実施されるようになった少数民族優遇政策をめぐる、国家に対してその恩恵の分配を要求する新たな主体として、地方（具体的には県レベルの行政幹部）というアクター

の姿を描き出したことである。近年、地方分権化が進行しつつあるとはいえ、基本的にはまだ地方自治という概念が存在しないベトナムでは、省、県、社という行政単位は、中央による「上から」の政策を下位組織へ伝達することが主な役割と考えられ、それぞれの行政単位自身がステークホルダーとなって自らの利益を確保するために、上部組織と交渉する姿についてはあまり関心を向けられてこなかった。これに対し本書では、少数民族という新たな「権益」を持つようになった県が、自らの利権を拡大するために積極的に行動し、中央に対して要求する様子が描き出されている。これにより、行動する主体としての新たな中間行政＝県のイメージを作り出すとともに、ベトナムの国家機構の重層性を明らかにした点で高く評価できる。

Ⅲ. 疑問点と問題点

本書の意義を十分にふまえた上で、いくつかの疑問点と問題点を指摘したい。

第1に、本書の第4章で論じられたオドゥ族について、1960-70年代の民族確定作業の際、独自民族として「創られた」のがなぜ彼らだったのかという疑問である。その理由について筆者は、「人口がかなり少ない」「多数民族と近接して住み、蔑称で呼ばれている」という条件がそろっていた（206ページ）と分析するが、民族の混住化が進む北部ベトナム山間部には、本書でも扱われたサーフォーなど、蔑称とされたサーが呼称につく人々（196ページ）をはじめ、この条件に当てはまる民族グループは他にも少なからず存在したと推測される。その中であって、すでに他の周辺民族と同化していたにもかかわらず、なぜオドゥ族が選ばれたのかという点について、本

書は十分な説明をしていない。

他方、第3章第5節で取り上げられたパジは、国境を越えて広がる親族関係や言語的類似性を有する中国側の黒タイとの結びつきが恐れられ、独自民族認定どころか、自称も尊重されずにタイ族のサブグループに位置付けられた(160ページ)。この事例からは、それまで領域としてのベトナムに無関心であった人々に、国境で区切られた境界を意識させ、外の世界から国民国家の内側へ視線を向けさせようとする意図が透けて見える。したがって、国境を超えた民族のつながりを持つ「周辺世界で自由に生きる」人々については、(その区分け方に若干の無理があったにせよ)周囲の大きな民族のサブグループに位置付けることで、独自民族として認定するよりもむしろ安定的に、国民国家の一員に取り込もうとする狙いがあった、と考えることはできないだろうか。

第2に、優遇政策の恩恵をより多く受け取るために、独自民族としての認定を要求するという方法を採用したサブグループの交渉のあり方は、ドイモイ政策下のベトナムにおける社会変容という文脈の中で、どのように位置付けられるのであろうか。本書では、ドイモイ政策導入以後、多額の資金投資をともなって実施されるようになった少数民族優遇政策に対し、その恩恵をより多く受け取りたいと望む人々の期待が、国定民族への認定を希求する原動力になったことが指摘される。その具体的なきっかけとして本書で取り上げられるのは、上部学校へ進学する際の少数民族に対する優遇制度である。ただし、少数民族を対象とした進学のための優遇制度は、ドイモイ以前から行われており、必ずしもドイモイ以降に生じた新しい変化ではない。ここで注

目すべきなのはむしろ、その恩恵を受けたいと感じる人の量的規模の拡大であらう。

評者の考えでは、ドイモイ政策下で生じた高等教育機関の多角化と、少数民族地域の発展政策をめぐる国家の方針転換によって、少数民族にも大学や高等専門学校に進学できるチャンスが生まれた。同時に、将来のよりよい生活のためには学歴の獲得が不可欠だという認識が広く普及したことが、彼らの間に進学ブームの過熱化を招いた。その結果、よりよい進学の経路を確保するために、少数民族優遇政策の恩恵を受けたいと願う人々の層が急速に拡大した。では、こうしたドイモイ下での大きな社会変化のうねりの中にあつて、なぜ人々は、少数民族優遇政策の全体のパイの拡大、すなわち優遇政策に配分される全体的な予算や、優遇の対象分野を増やそうとするのではなく、パイを分け与えられる単位の細分化、個別化を求めるというやり方で政府と交渉しようとしたのであろうか。

第3に、1989年の国勢調査の際に公表された民族数が、実は「54」ではなかった理由について、本文中での説明がほしかった。本書で繰り返し述べられるように、1979年以降ベトナムでは、一貫して54民族の枠組みを保持してきた。国民国家を建設し、安定的に維持していくために、いったん確定した「54」という民族の数を増減させないことが不可欠な要素であったからだという。ところが、1989年の公式の国勢調査統計で公表された民族別人口リストは、実は48番目のロママ族で終わっており、それ以外に「その他の民族」という項目が設けられている。この点については、フラ族、チュット族、マン族、ラハ族、ガイ族、オドゥ族が、「資料によっては省かれており、内訳が示されず「そ

の他の民族13,680人」とまとめられている」と筆者も指摘しており(267ページ表注)、本書で述べられたオドゥ族以外の5民族についても、人口数を公表できない事情が発生していたことが推測できる。しかし、民族名や民族数をあいまいにしたまま民族別人口リストを公表した、という視点から捉えてみるならば、1979年の民族確定作業以降、54民族という枠組みにこだわり続けてきた国家の国民統合政策に、(一時的にせよ)何らかの変化が生じた可能性についても考えてみる必要があったのではないだろうか。

第4に、カッコ書きの使用を含め、本書には表現が十分に統一されていないと思われる箇所がいくつか見られた。本書の主張に関連して重要と思われるものを挙げておくと、民族の自意識が焦点化されることを論じる際、ベトナムの国民形成が上からの主導により開始されたことを示すために、自意識の「再生」とカッコ書きをつけて区別するとしているが(64ページ)、その前後には「自意識の再生」(19ページ)、「民族の自意識の再生」(249

ページ)など、必ずしもカッコ書きの区別が厳密に適用されていないように見える言い回しが用いられている。また、自意識の「再生」と「回復」(206ページ)の違いも明確に示されていない。さらに、少数民族やそのサブグループを示す際にも、国定民族(94ページ)、国定少数民族(95ページ)、「国定少数民族」(96ページ注10)、地方有力民族(256ページ)、国定民族の主流派(256ページ)、国定民族の周辺派(256ページ)、「53の少数民族」(257ページ)とさまざまな表現が用いられており、読者に混乱を招きかねない。

しかし、ここで述べた各点は、本書の貴重な研究成果を少しも損なうものではない。民族という枠組みがもたらす利益の分配をめぐって、地方の行政者と国家、それに対する当人たちという3つのアクター間でのせめぎ合いをとらえた本書には、現代ベトナム社会の一断面が生き生きと映し出されている。

(三元社、2008年10月、A5判、305ページ、
定価3,800円[本体])

(いとう・みほ 日本学術振興会特別研究員)